

所有権移転登記抹消登記手続請求控訴事件の判決について

1 事件の内容

- (1) 原告（有限会社孝大）が開発した第1花園ニュータウンの道路の旧都南村への寄付を原因としてなされた所有権移転登記に関し、盛岡市を被告として提起された「所有権移転登記抹消登記手続請求事件」について平成10年9月30日盛岡地方裁判所から判決が言い渡された。
- (2) 第1審としてなされた判決は、盛岡市の主張を退け、原告の主張を全面的に認めたものとなった。
- (3) このことを受け、原判決は、事実認定に誤りがあり、取得時効の成立を否定しているが、これは不当であることから、平成10年10月13日の市議会臨時会において、「盛岡地方裁判所の第1審判決に対する控訴」について提案し、議会の議決を経て、同日控訴したものである。

2 仙台高裁判決の趣旨

2回の口頭弁論を経て、平成11年4月28日に仙台高等裁判所から言い渡された判決は、次のとおり盛岡市の主張を全面的に認めたものとなった。

- (1) 登記承諾書に押印された代表取締役印は、偽造印鑑とは認められず寄附行為は被控訴人（有限会社孝大）の意思に基づいて行われたものと認定するのが相当であること、また、控訴人（盛岡市）は、本件土地につき、寄附を受けたことを前提として所有の意思をもって占有を開始し、占有開始後10年間の経過により土地の所有権を時効取得したものであること。
- (2) よって、第1審判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却することとし、訴訟費用について、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする旨の判決（別紙の通り）の言い渡しを受けた。

3 判決後の状況

平成11年5月11日付けで、被控訴人が上告受理申立てを行った。

主

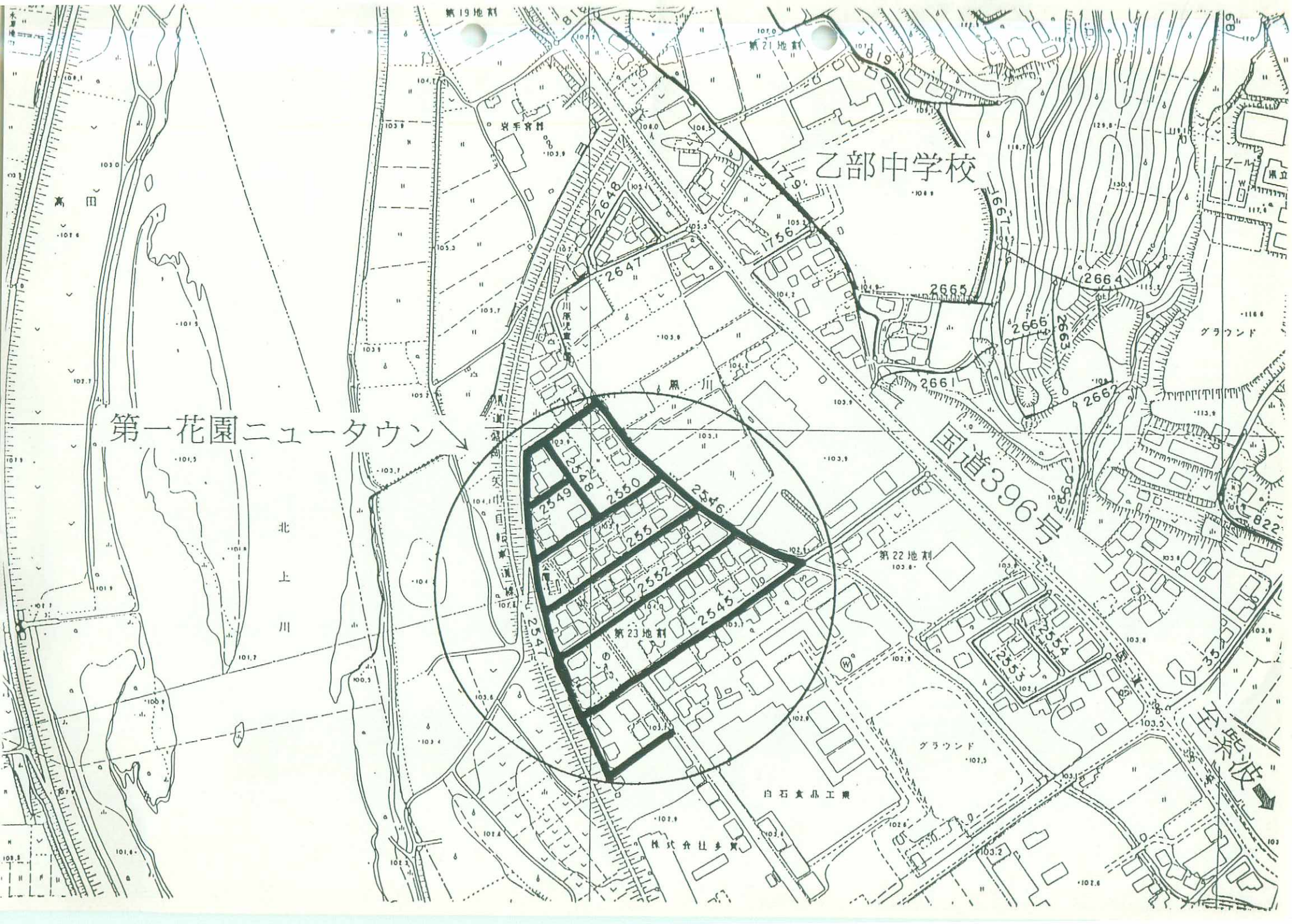
文

一 原判決を取り消す。

二 被控訴人の請求を棄却する。

三 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。





第一花園ニュータウン

乙部中学校

国道396号

北上川

第23地割

第22地割

白石食品工業

株式会社多賀

五葉波

岩手宮村

第21地割

第19地割

川原尻宮村

黒川

グラウンド

グラウンド

南立

グラウンド

グラウンド

グラウンド

グラウンド

グラウンド

グラウンド

